

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（震災対策農業水利施設整備事業）					
地区名	しだれようすい 枝下用水地区					
事業箇所	豊田市上原町外					
事業のあらまし	<p>枝下用水幹線水路は愛知県の中央部に位置し、豊田市の約 1,580ha の水田を潤す農業用水路である。また、本幹線水路は山腹を等高線に沿って建設された水路であるため、上流部及び中流部で丘陵地約 630ha からの雨水排水を受けており、地域の排水も担う重要な施設である。</p> <p>本幹線水路は、豊田市の中心市街地に近接しており、大規模地震による水路の損壊、盛土の崩壊が起きた場合、農作物、農業用施設はもとより、地域住民の生活、財産にも甚大な被害を生じさせることが懸念されている。</p> <p>このため、本事業により水路の耐震化を図ることで、大規模地震発生時の農地や住民への二次災害を未然に防止する。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>(1) 施設の耐震性を確保し、大規模地震発生時の二次災害を防止する。</p> <p>(2) 排水機能を維持し、地域の浸水被害を防止する。</p> <p>【副次目標】</p> <p>なし</p>					
事業費	事業費		内訳			
	54.7 億円		■工事費 46.2 億円、■用補費 4.9 億円、■その他 3.6 億円			
事業期間	採択予定年度	平成 30 年度	着工予定年度	平成 31 年度	完成予定年度	平成 36 年度
事業内容	用水路工 3.2km（高盛土補強 1.8km 含む）					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>枝下用水幹線水路は、市街地、緊急輸送道路や鉄道、避難施設等に近接しているため、大規模地震による水路の損壊、高盛土の崩壊が起きた場合、農地、市街地等へ甚大な被害を生じさせることが懸念されている。</p> <p>このため、早急に本施設の耐震化を図り、これらの被害を防止する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>大規模地震発生時に甚大な二次災害の発生が懸念される地域であり、速やかに耐震対策を実施し、耐震性能を向上する必要がある。</p>			

②事業の効果

1) 貨幣価値化可能な効果（費用対効果分析結果）

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析結果】

区分		事前評価時 (基準年：H29)	備考
費用 (億円)	事業費	43.1	
	その他費用(注)	366.5	
	合計(C)	409.6	
効果 (億円)	作物生産効果	192.0	
	品質向上効果	20.1	
	営農経費節減効果	△ 3.0	
	維持管理費節減効果	△ 12.6	
	災害防止効果(農業関係資産)	10.2	
	災害防止効果(一般資産)	2,386.1	
	大規模地震対策効果	3.5	
	合計(B)	2,596.3	
	(参考) 水稲作付面積(ha)	788.9	
算定要因 畑作付面積(ha)	415.4		
費用対効果分析結果(B/C)		6.33	

※金額は、社会的割引率(4%)を用いて現在の価値に換算したもの。

注)その他費用の内訳

①当該施設

再整備費＋事業着工時点の資産価格－評価期間終了時点の資産価格

②当該施設と一体的に効用を発揮する関連施設(当該事業を除く幹線水路(9.2km))

新規整備費＋再整備費＋事業着工時点の資産価格－評価期間終了時点の資産価格

※評価期間：47年(当該事業の工事期間7年＋40年)

【貨幣価値化可能な効果（費用対効果）分析手法】

「土地改良事業の費用対効果分析マニュアル」(平成27年9月)による。

2) 貨幣価値化困難な効果

該当なし

判定

A

A：十分な事業効果が期待できる。

B：十分な事業効果が期待できない。

【理由】

費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。

③事業の実効性

1) 事業計画

		H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
工種区分	調査・設計	←						→	
	用地補償		←					→	
	工事								
	・用水路工		←					→	
	・高盛土補強		←					→	
事業費(億円)		39.1					15.6		

2) 地元の合意形成

土地改良法に基づく地元申請の事業であり、地元の合意形成は図られている。

3) 環境への影響

工事に際しては、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策及び濁水の流出対策を実施することにより、生物の生息環境及び地域住民の生活環境への配慮を行う。

	判定	A	A：事業計画の実効性が期待できる。 B：事業計画の実効性が期待できない。
		【理由】 地元の合意形成が図られており、実効性が期待できる。	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	仮設水路を兼ねた水路とすることで、仮設水路を別に設置するよりも施工性・経済性に優れた最も妥当な事業手法としている。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。			
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
■対象（事業完了後5年目） □対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 ・施設の維持管理状況 ・本事業は想定規模と同等の地震・降雨がなければその効果を検証できないため、事業完了後5年以内に想定規模と同等の地震・降雨が発生した場合にその効果を検証する。			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
枝下用水地区の対応方針〔事業実施〕を了承する。			
事業実施			